資料2

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次報告書（案）

概要

令和７年12月15日

一次報告書（案）の全体像

■ 本年５月に公布された**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和７年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**、**新たな利用者保護規律の導入**等に向け、本年７月から必要な事項について検討を加え、「速やかに対応が必要なもの」を中心に結果をとりまとめ。

１．新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- **ワイヤレス固定電話**の提供地域について「**原則として光未整備エリア**、個別具体的な事情により**例外的に光整備エリア**でも提供」に見直し

（継続検討）

- モバイル網固定電話のユニバーサルサービスとしての技術基準について引き続き検討し、その結果も踏まえ制度化
- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、令和10年度を念頭に、光ファイバの未整備世帯でのユニバーサルサービス化を検討

２．最終保障提供責務の履行の在り方

- **基礎的電気通信役務台帳**は、固定電話・ブロードバンドとも、**市区町村単位**で作成

（継続検討）

- 役務提供の拒否事由（「正当な理由」「特にやむを得ない理由」等）について、今後、具体的な考え方をガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の協力義務の内容等について、今後、ガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の「必要な協力」の対価として支払うべき料金の額は、交付金の算定対象に含める方向で詳細を検討

ユニバーサルサービスの確保

複数の電気通信事業者により、
誰一人取り残されない「通信インフラ環境」を実現

３．ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ユニバーサルサービスの**業務区域の減少等**については、原則として、その**１年前までに周知**を、**周知の30日前までに届出**をそれぞれ義務付け
- **地方における都市部よりも高い料金設定**は、特別の事情のない限り**禁止**することをガイドラインで明確化

４．最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- 最終保障提供責務の履行に伴う赤字は、**必要十分かつ合理的な額を交付金により補填**することを基本に検討

（継続検討）

- 交付金の算定は、光ファイバの整備費（減価償却費）と維持費を対象とし、収入費用方式を基本に今後検討
- 固定電話の担当支援区域は都道府県又は市区町村で検討
- 複数の電気通信事業者が電話・ブロードバンドの適格電気通信事業者としての資格を備えうる指定基準を検討

１．新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- NTT東西が提供する**ワイヤレス固定電話**について、現行制度上、サービスの安定的な提供等を確保する観点から不採算地域に限定。最終答申（※）では、メタル回線設備の縮退の促進にも資すること等から、不採算地域に限定する規律は見直すことが適当とされた。
 ※ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令和7年2月３日）
- 現在MNO各社が提供している**モバイル網固定電話**について、最終答申を踏まえ、委員会において基本的考え方（※）を確認した。
 ※ メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しつつ、①従来のメタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていないことや、②本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること、さらには、③緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要がある。
- 現在MNO各社が提供している**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**について、最終答申では、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持を図る観点から、ユニバーサルサービスに位置付けることが考えられる一方で、技術的な特性上、時間と場所により通信の品質が安定しない場合があることから、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供を確保する必要性が高い地域である未整備地域等に限定することが適当とされた。

⇒ 関係する他の委員会での検討状況も踏まえつつ、**ユニバーサルサービスとして制度化すべき内容等**について検討。

考え方

- **ワイヤレス固定電話**について、メタル固定電話の円滑な移行を実現する中で、光ファイバとモバイル網を組み合わせてユニバーサルサービスとしての固定電話サービスを効率的に確保する観点から、「固定電話サービス移行円滑化委員会（※1）」で示された考え方（※2）の下で制度整備が進むことを期待。
 ※1 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 固定電話サービス移行円滑化委員会（主査：山内 弘隆 武蔵野大学 経営学部 特任教授）
 ※2 光未整備エリアでの提供を基本としつつ、光整備エリアであっても、個別の事情により、利用者がFTTHを利用できない場合や「モバイルを活用した固定電話」を使いたい場合には、利用者利益を最大限保護する観点から、ワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話による代替を認めることが適当。
- **モバイル網固定電話**について、「IPネットワーク設備委員会モバイル網固定電話作業班（※）」等の関係する委員会において、当委員会での基本的考え方も踏まえて、技術基準の検討が進むことを期待。検討結果を確認の上で、制度整備に着手することが適当。
 ※ 情報通信審議会 電気通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会 モバイル網固定電話作業班（主任：矢守 恭子 朝日大学 経営学部 経営学科 教授）

 また、提供範囲については、複数の携帯電話事業者が現に提供しているサービスであること等から制限を設けることは適当でないと考えられる一方、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合については、ワイヤレス固定電話の提供範囲と同様の考え方で制度整備がなされることが適当。
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**について、光ファイバ整備に関する政府の目標時期（令和９年度末までに99.9%）が経過する令和１０年度からの開始を念頭に、光ファイバの未整備世帯において、ユニバーサルサービスとしての制度化を検討することが適当。

2．最終保障提供責務の履行の在り方

- 総務大臣は、最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、「ユニバーサルサービスの種別による区分」及び「地域単位区域」ごとに**基礎的電気通信役務台帳**を作成しなければならない。
- 最終保障電気通信事業者は、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合には、原則として、速やかに、全ての区域内電気通信事業者に対し、**役務提供確認**（※）をしなければならない。その際、**区域内電気通信事業者**は、**「正当な理由」**がなければ、届出契約約款に定める料金その他の提供条件によるユニバーサルサービスの提供を拒んではならない。
 ※ 区域内電気通信事業者が、提供の求めに係る提供場所において同一区分のユニバーサルサービスの提供を求められた場合に、その提供をするかどうかの確認。
- 役務提供確認の結果、他に区域内電気通信事業者がいないときは、**最終保障電気通信事業者**は、経営上の理由がある場合であっても、**「特にやむを得ない理由」**がない限り、ユニバーサルサービスの提供の開始を義務付けられる。
- **近隣電気通信事業者**は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に**必要な協力**が義務付けられ、 正当な理由がある場合を除き、協力に関する協定等の締結に関する協議に応じなければならない。

⇒ 以上の内容が法定されたことを受けて、その**具体的内容**について検討。

考え方

- **基礎的電気通信役務台帳**における「電話」の「種別による区分」は、①固定電話（※）（加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話）、②第一種公衆電話、③災害時用公衆電話とすることが適当。また、「地域単位区域」は市区町村単位とすることが適当。
 ※ モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして制度化された場合は、モバイル網固定電話も含む。
- 役務提供確認において、最終保障電気通信事業者から問合せを受けた**区域内電気通信事業者**が、すでにサービスエリアとしている区域において、レピータの設置等の通信品質の改善等を行ってもなお経営上合理的であると判断される場合は、**「正当な理由」に当たらない**ことをガイドライン等により明確化することが適当。
- **最終保障電気通信事業者**が、最終保障電気通信役務の提供を拒否できる**「特にやむを得ない理由」**の範囲は、現在の「電話のあまねく提供責務」の下でも提供しないことが社会通念上許容される範囲と同等とすることを基本的な考え方とすることが適当。
- **近隣電気通信事業者**による**協力義務の内容等**について、現時点で想定される典型例（※）等を踏まえつつ、ガイドライン等により明確化することが適当。
 ※ ①光ファイバの貸出し、②光ファイバと相互接続する装置を設置するためのコロケーションの提供、③光ファイバの敷設に必要な線路敷設基盤の貸出し。
- 最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に対し**「必要な協力」の対価**として支払うべき料金の額は、交付金の算定対象に含める方向とした上で、交付金規模の肥大化につながらないよう、例えば、その料金の額は実費を基本とすることなど合理的な水準であることを求める方向で詳細を検討していくことが適当。

３．ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者が**業務区域の減少等**をしようとする場合には、原則として**事前の周知及び届出**を義務付けるとともに、例外的に、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものについては、周知及び届出を要しない。
- ユニバーサルサービスの**料金**について、最終答申においては、都市部では競争を通じた料金の低廉化が期待できる一方、都市部以外の地域ではそのような競争も期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いことから都市部に比べて高い料金が設定されるおそれがあること等を踏まえ、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課すことが適当であるとされた。
 これを受け、ユニバーサルサービスの届出契約約款に係る変更命令の対象として、「特別の事情」があるときを除き、**「地域により異なる料金の額が定められているとき」が追加**された。

⇒ 以上の内容が法定されたことを受けて、その**具体的内容**について検討。

考え方

- ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者が業務区域の減少等を行う場合には、現行制度と同様、その前日から起算して**１年前の日までに周知**するとともに、周知開始日の前日から起算して**30日前までに、総務大臣への届出**を義務付けることが適当。
- 電気通信役務一般に係る業務の休廃止に関する現行の周知・届出制度の運用（※）も踏まえつつ、基礎的電気通信役務台帳制度との整合性を図る観点から、**市区町村単位未満の業務区域の減少等**については、**周知及び届出を不要**とすることが適当。
 ※ 現行制度上、電気通信役務一般については、「都道府県未満」の業務の休廃止を周知・届出不要の例示としてガイドラインで示しつつ運用しているところ、ユニバーサルサービスの重要性に鑑みれば、より狭いエリアに限って周知・届出を不要とすることが適当。
- 「地域により異なる料金の額が定められているとき」は、地方部と都市部の間の料金の公平性を確保し、もって日本全国におけるユニバーサルサービスの適切かつ公平な提供を確保するため、**地方において都市部より高い料金が設定されることを原則として禁止する趣旨**であることをガイドラインで明確化することが適当。
- 地方部と都市部のユニバーサルサービスに料金差がある場合において、その提供の実態等に照らし、**料金差が生じることに合理的な理由**があれば、そのような場合を**「特別な事情」として例外的に許容**することが適当。こうした基本的考え方に立った上で、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者から寄せられた具体例（※）を踏まえつつ、ガイドラインで明確化することが適当。
 ※ 例えば、①いわゆる級局別料金や区域外加算、②全国提供事業者による特定地域でのキャンペーン割引や地域により異なる卸価格での提供。

４．最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- **最終保障提供責務**は、**①電話**については、NTT東西がメタル回線設備の縮退に伴って自主的に代替サービスを提供する限りは生じず、2035年頃までにかけて**実際にメタル設備を撤去した場所**において、光ファイバが**未整備**、かつ、モバイル網を活用した固定電話サービスの**エリア外**である場合であって、**新たに電話を利用したい者**から提供の求めがあった場合に限られると想定。また、**②ブロードバンド**については、**光ファイバの未整備地域が現に存在**する中（※）、当該未整備地域で**新たにブロードバンドサービスを利用したい者**から提供の求めがあった場合に生じると想定。

 ※ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がユニバーサルサービスとして制度化された場合は、さらに、その提供エリア外である場合に限定されることとなる。

- **電話**については、複数の電気通信事業者が交付金の交付を受けてユニバーサルサービスを提供しうるものとして、新たに**「担当支援区域」の仕組み**が導入されるとともに、交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者にはサービスを安定的かつ継続的に提供することが求められることから、その指定の基準として、**一定程度のサービスエリア**を有していること（現在は都道府県内で100%）を求めている。

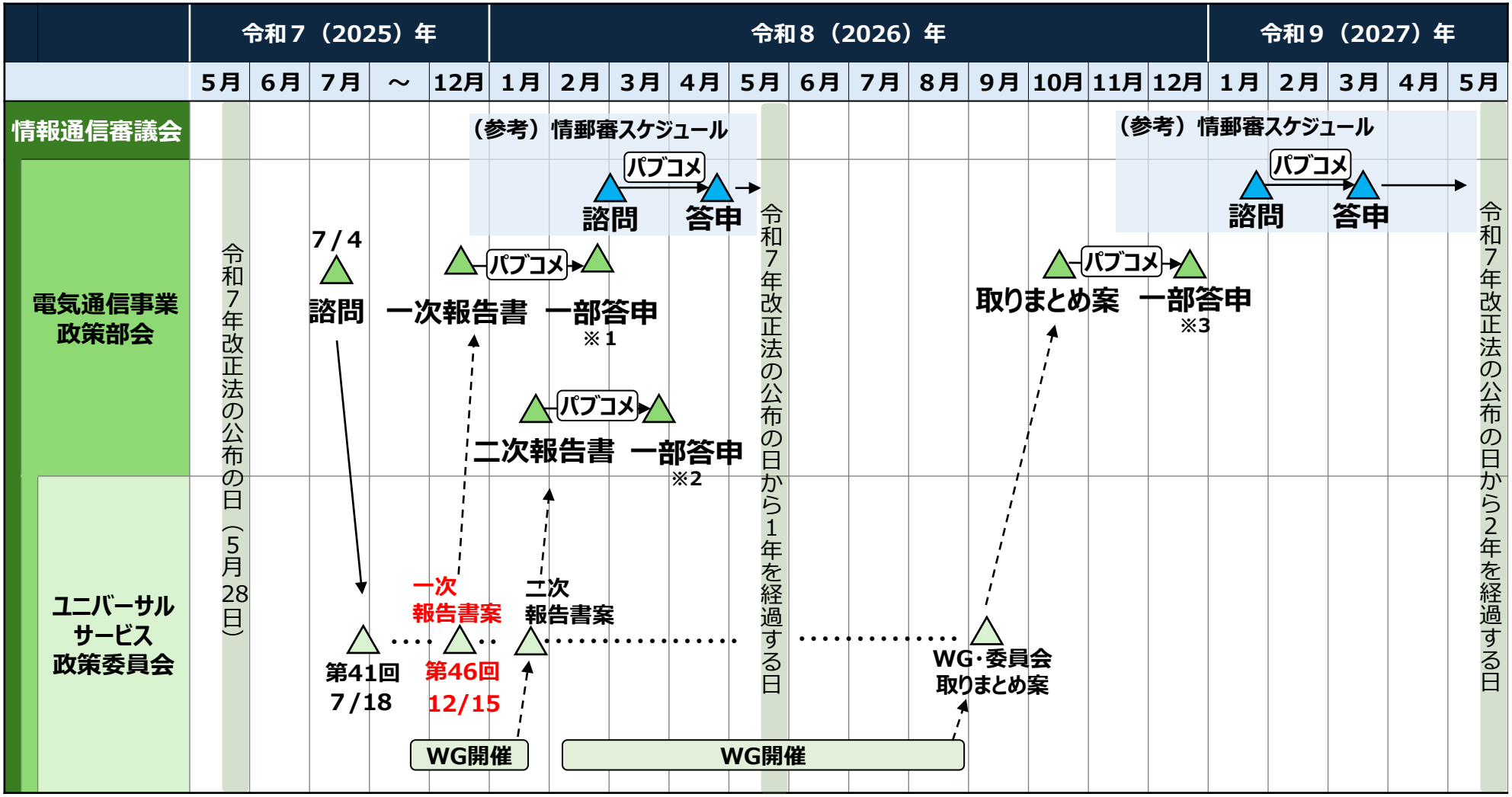
- **ブロードバンド**については、不採算地域のサービス維持や未整備地域の解消等のため、**赤字が見込まれる区域**を、**総務大臣が「町字」を単位として指定**する仕組みとなっているほか、交付金の交付を受ける第二種適格電気通信事業者にはサービスを安定的かつ継続的に提供することが求められることから、その指定の基準として、**一定程度のサービスエリア**を有していること（現在は町字内で10%等）を求めている。

⇒ 最終保障提供責務の導入に伴う交付金制度の変更内容等を踏まえ、**交付金制度設計の基本的方向性**について検討。

考え方

- 最終保障電気通信役務の**交付金制度を設計**するに当たっては、**電話とブロードバンドで異なる状況**を踏まえて検討していくことが適当。
- 最終保障電気通信事業者に**「義務」を課す**ものである最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字については、**必要十分かつ合理的な水準の額**を交付金により補填することとし、具体的には、光ファイバ等の**整備費（減価償却費）と維持費を対象**とするとともに、**「収入費用方式」**を基本とし、かつ、**非効率と認められるコストを控除**できる仕組みとすることを基本に検討していくことが適当。
- **固定電話の担当支援区域**の単位については、交付金算定の基礎となる収支の算定方法に関する今後の検討や適格電気通信事業者となりうる電気通信事業者の動向等も踏まえつつ、**「都道府県」又は「市区町村」**のいずれかとする方向で検討を進めていくことが適当。また、**ブロードバンドの担当支援区域**の単位については、現行制度と同様、**「町字」**を軸に検討を進めていくことが適当。
- **固定電話・ブロードバンド双方の適格電気通信事業者の指定基準**について、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保することを求めつつ、**複数の電気通信事業者が適格電気通信事業者としての資格を備えうる水準**とする方向で検討を進めていくことが適当。

スケジュール（想定）



※１　最終保障提供責務の導入等に向けて**速やかに対応が必要**なもの　2026年２月目途

※２　令和７年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填の開始に係るもの、BBユニバに関し３年後検討を待たず速やかに検討すべきもの（支援区域の指定理由の公表等）　2026年３月目途

※３　最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの・令和４年改正法の施行後３年の施行状況等に関するもの　2026年12月目途